

社労士アンケートにおける御提案を踏まえた 新たな記録回復基準（国民年金関係）について

厚生労働省 年金局

昨年実施された社労士アンケートにおける御提案を受け、国民年金に係る申立事案について、年金記録確認第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事例分析の結果を踏まえ、以下のような記録回復基準案について、さらに検討していくこととしたい。

1. 預り証のある事案に係る記録回復基準案

○ 未納・未加入期間に関する保険料納付の申立てであって、申立人が、申立期間のすべてについて、以下の要件を満たす納付組織の預り証を所持しており、預り証の記載内容と申立内容に矛盾がない場合。

- ① 受領印がある。
- ② 申立人の氏名（フルネーム）が記載されている。
- ③ 金額の記載がある場合には、申立期間に納付すべき制度上の国民年金保険料と一致している。

○ ただし、以下の場合には記録訂正の対象外とする。

（平成 21 年 12 月基準と概ね同様）

- ① 平成 9 年 1 月以降の納付についての申立ての場合。
- ② 制度及び記録等により、納付することが困難な状況にあったと確認される申立ての場合（20 歳前の申立て期間であるもの、預り証に受領日付が記載されている場合に、その受領日において時効で納付できない状況となっているもの等）。
- ③ 申立期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合。
- ④ 既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案（非あっせん事案。一部あっせん事案を含む。）についての再申立である場合。

2. 手帳記号番号払出日において過年度納付可能な期間に係る納付申立事案に係る記録回復基準案

○ 未納期間に対する保険料納付の申立てであって、以下の全てを満たす場合。

- ① 申立期間は1つである。
- ② 申立期間以外の国民年金加入期間のすべてについて未納がない。
- ③ 申立期間は国民年金手帳記号番号の払出日前であり、当該払出日において申立期間のすべてについて過年度納付することが可能であった。
- ④ 払出日において過年度納付できる期間のうち、一部の期間については、納付済みと記録されているもの。

○ ただし、以下の場合には、記録回復の対象外とする。

(平成21年12月基準と同様)

- ① 平成9年1月以降の納付についての申立ての場合。
- ② 申立ての内容が記録や関連資料により確認できる状況と矛盾している場合。
- ③ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難であったと確認される申立ての場合。
- ④ 申立人自身が申立期間の納付を行っていない場合。
- ⑤ 申立期間を納付したことについて、納付時期や納付場所を全く覚えていないなど具体性に欠ける申立てを行っている場合。
- ⑥ 申立期間に対応する確定申告書(控)、家計簿又は口座振替記録がある預貯金通帳等のいずれかの資料の提出があったが、社会保険事務所段階における記録回復に必要な要件を満たさなかった場合
- ⑦ 申立期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合。
- ⑧ 既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案(非あっせん事案。一部あっせん事案を含む。)についての再申立である場合。

3. 申立期間について、同居の親族が納付済みの事案に係る記録回復基準

(1) 基準案

○ 未納期間に対する保険料納付の申立てであって、以下の全てを満たす場合。

- ① 申立期間の全てについて同居親族全員が納付済みと記録されている。
- ② 申立期間以外の納付済みと記録されている期間のうち、納付日が確認できる期間の中に、その納付日が、申立期間が納付済みとなっている同居親族と同一日になっているものがある。

○ ただし、第三者委員会における非あっせん事案等を踏まえ、一定の除外要件を設ける。

＜除外要件の例＞

- ・平成9年1月以降の納付についての申立ての場合。
 - ・申立ての内容が記録や関連資料により確認できる状況と矛盾している場合（申立人と同居親族の納付状況や種別変更時期に相違があるもの等）。
- など

(2) 検討課題

○ 本回復基準案の考え方は、申立期間以外の期間において申立人と同居親族が同一日に納付していることが確認できる場合には、申立期間においても申立人と同居親族と一緒に保険料を納付していただろうと推定し、同居親族が納付済みであれば申立人も同様に納付済みであったものと推認して、記録回復につなげるものである。

○ しかしながら、第三者委員会であっせんされた事案の中には、同一納付日が確認された期間が1ヶ月分のみであるものがあつたり、申立期間から5年以上離れていた事案も多いとのことであった。他の様々な証言や資料も含めて判断がなされる年金記録確認第三者委員会ではなく、年金事務所段階において、こうした定型的要件のみで、申立期間においても同居親族と同一の納付日であったと推定して、記録回復を行うことは、論理的にはやや精密さを欠く面もあるといえる。

○ こうしたことに対応し、例えば以下のような追加的要件を課すことについて、さらに検討を行うこととする。

- ① 「同一納付日」が確認できる期間に関する要件

（申立期間からの経過月数、同一納付日が確認できる期間の長さ）

- ② 申立期間の数
- ③ 申立期間ののべ月数